資料２

屋根付き広場等の運営方法について

１　利用イメージ

新市庁舎にふさわしい横浜らしさの発信や市民の多様な活動による交流の促進、まちの結節点としての回遊性の向上を図るため、次のような活用を行っていきます。

屋根付き広場（アトリウム）	・ トリエンナーレ、音祭り、ダンス・ダンス・ダンス アットヨコハマなどの文化芸術事業（文化観光局）、スポーツ観戦などのパブリックビューイング（市民局）、健康づくりのイベント（健康福祉局）　など ・ ミニコンサート、大学のシンポジウム、フードイベント など ・ 表敬セレモニー、顕彰事業などの表彰式 など
展示スペース	・ 各局の事業紹介や都市の情報をＰＲする展示 など ・ 写真や絵画等の企画展示、取組紹介　など
外構	・ 防災訓練（総務局）、市民協働・共創スペースとの連携（市民局・政策局）など ・ ミニコンサート、スポーツイベント、フードイベント など
市民協働・共創スペース	・ 市民協働・共創に関する情報発信（市民局・政策局）、市民や企業等による打合せ、ワークショップ、交流会 など ・ 屋根付き広場（アトリウム）との一体利用 など

２　運営の考え方

（１）　財産の位置付け等について

利用イメージに基づき、新市庁舎低層部全体の管理運営面についても検討を進めた結果、新市庁舎の玄関口（メインエントランス）であることを踏まえ、屋根付き広場等の低層部の財産区分を「庁舎」（商業機能の部分は除く。）とした上で、積極的に市民等による活用を図ることとします。

また、市民等が活用する場合には、受益者負担の考え方から、目的外利用の許可等による使用料の徴収も検討します。

なお、市民協働・共創スペースについては、現状の市民活動支援センターの運営状況を踏まえ、市民や企業との取組の連携を強化した運営を行います。さらに、屋根付き広場（アトリウム）との一体利用も想定して使用料の徴収も検討します。

（２）　運営方法について

屋根付き広場等の運営業務については、施設の利用調整やデジタルサイネージ等の設備機器の管理運営などを行います。これらの運営業務は、設備機器の管理などの専門性が求められることなどから、民間事業者への業務委託も視野に入れて検討します。また、市民協働・共創スペースについては、屋根付き広場等の運営業務とは別に、市民局から業務委託します。

なお、低層部のにぎわい形成やまちの結節点としての役割を担うために、屋根付き広場等や市民協働・共創スペース、商業施設などの各施設の運営者の連携促進などを図り、低層部の運営が一体的に行われるようにします。